

# 大川市内の保育施設等における避難情報発令時の対応ガイドライン

## 1 目的

台風や豪雨などに伴う避難情報発令時、保育施設等には園児や保育事業者の生命と身体の安全を守るための早急な対応が求められます。

そこで、大川市内において、各保育施設等の存在する地区に避難情報が発令された場合の教育標準時間（1号）認定子ども及び保育（2号・3号）認定子どもにかかる対応についてガイドラインを定めます。

## 2 市民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに市民がとるべき行動は次表のとおりであり、乳幼児とその支援者は、「**【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始**」が発令された時点で避難行動をとるべきとなっています。

| 警戒レベル               | 避難行動等  | 避難情報等   |
|---------------------|--|---|
| 警戒レベル5              | 既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。                                 | 災害発生情報（市が発令） 災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令             |
| 警戒レベル4<br>【全員避難】    | 速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう | 避難指示（市が発令） 避難勧告（緊急）（市が発令） 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令 |
| 警戒レベル3<br>【高齢者等は避難】 | 避難行動に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は避難行動の準備をしましょう。 | 避難準備・高齢者等避難開始（市が発令）                                     |
| 警戒レベル2              | 避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。                                   | 洪水注意報、大雨注意報等（気象庁が発表）                                    |
| 警戒レベル1              | 災害への心構えを高めましょう。  | 早期注意情報（気象庁が発表）  |

### 3 発令時の対応

2の表を踏まえ、警戒レベル3、4及び5が発令された際の教育標準時間（1号）認定子ども及び保育（2号・3号）認定子どもにかかる対応を次のとおりとします。

なお、避難情報が発令された場合の対象は、発令対象地区に所在する保育施設等とします。

#### （1）「午前6時時点で発令中」又は「午前6時から開園時刻までの間に発令」の場合

| 警戒レベル<br>(避難情報等)   | 保育施設等の対応   | 左の対応をとるべき保育施設等   |
|--|--|------------------|
| <b>警戒レベル3</b><br>(避難準備・高齢者等避難開始)<br><b>警戒レベル4</b><br>(避難勧告)<br>(避難指示(緊急))<br><b>警戒レベル5</b><br>(災害発生情報) | <ul style="list-style-type: none"><li>・当該日は休園とする。</li><li>・保護者への休園の連絡に努める。</li></ul> | 市内全ての保育園・認定こども園等 |

※開園前に発令が解除されても、しばらくは避難が差し迫った状況にあるため、当該日は休園とします。

#### （2）「開園時間中に発令」の場合

| 警戒レベル<br>(避難情報等)   | 保育施設等の対応   | 左の対応をとるべき保育施設等   |
|--|--|------------------|
| <b>警戒レベル3</b><br>(避難準備・高齢者等避難開始)<br><b>警戒レベル4</b><br>(避難勧告)<br>(避難指示(緊急))<br><b>警戒レベル5</b><br>(災害発生情報) | <ul style="list-style-type: none"><li>・原則、予め保護者へ周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。ただし、他の避難所又は園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。</li><li>・保護者へ、「状況の連絡」と「安全を確保しつつできるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をするよう努める。</li></ul> | 市内全ての保育園・認定こども園等 |

### 4 保護者及び職員への周知

・市は文書やホームページ等で本ガイドラインの保護者周知を行います。

・保育施設等は、入園時のしおりや園だより、メール配信等で適宜、保護者への周知に努めるものとします。

・保育施設等は、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を予め定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとします。